

平成 30 年 9 月
自動車局整備課

自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）の一部改正について

1. 改正の背景

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」（平成 14 年 7 月 1 日付け、国自整第 63 号）では、道路運送車両法第 91 条の 3 の規定に基づく道路運送車両法施行規則第 62 条の 2 の 2 に規定する自動車分解整備事業者が遵守しなければならない事項等の取扱い及び指導について規定しているところ。

今般、自動車点検基準等の一部を改正する省令（平成 30 年国土交通省令第 51 号）により、自動車分解整備事業者が、点検又は整備の依頼者に対し、当該作業の概算見積りを記載した書面の交付に代えて電磁的方法による交付が可能となった。

これを受け、当該通達について所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

自動車分解整備事業者が点検又は整備作業の依頼者に対し交付する概算見積りについて、書面による交付に代えて電磁的方法による交付でもよいこととする。

3. スケジュール（予定）

施行：平成 30 年 10 月 1 日（省令改正の施行日）

自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）

（国自整第63号 平成14年7月1日）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）	自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）
本文（略）	本文（略）
記	記
第1節 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱要領（略）	第1節 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱要領（略）
第2節 自動車分解整備事業及び指定自動車整備事業の指導要領	第2節 自動車分解整備事業及び指定自動車整備事業の指導要領
1. 自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者の遵守事項等	1. 自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者の遵守事項等
(1) 自動車分解整備事業者の遵守事項等	(1) 自動車分解整備事業者の遵守事項等
法第91条の3の規定に基づく道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第62条の2の2に規定する自動車分解整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。	法第91条の3の規定に基づく道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第62条の2の2に規定する自動車分解整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。
ア（略）	ア（略）
イ 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付又は、これを記録した電磁的記録の提供	イ 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付
i（略）	i（略）
ii 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付又は、これを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業を行うものとする。	ii 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業を行うものとする。
また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した	また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した

新	旧
<p>書面又は、これを記録した電磁的記録に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記載又は記録しておくこと。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 自動車検査員の服務</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際には、「<u>独立行政法人自動車技術総合機構法</u>」(平成11年12月22日法律第218号)第13条第1項に定める審査事務の実施に関する<u>規程</u>に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3. ~4. (略)</p> <p><u>附則(平成30年9月28日国自整第152号)</u> <u>本改正規定は平成30年10月1日から施行する。</u></p> <p>別添1 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類</p> <p>I. 自動車分解整備事業関係</p> <p>1. 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>別添2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準</p> <p>1. (略)</p>	<p>算見積りの額を記載しておくこと。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 自動車検査員の服務</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際には、「<u>自動車検査独立行政法人法</u>」(平成11年12月22日法律第218号)第13条第1項に定める審査事務の実施に関する<u>規定</u>に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3. ~4. (略)</p> <p>別添1 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類</p> <p>I. 自動車分解整備事業関係</p> <p>1. 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>別添2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準</p> <p>1. (略)</p>

新	旧																
<p>2. 要員関係の基準の解釈</p> <p>2-1～2-4 (略)</p> <p>2-5 検査工</p> <p>検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。</p> <table border="1" data-bbox="264 408 1115 582"> <tr> <td data-bbox="264 408 584 539">点検するために不可欠な作業</td> <td data-bbox="584 408 1115 539">・「自動車の点検及び整備に関する手引」 (平成19年国土交通省告示第317号)に例示してある点検作業の範囲</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 539 584 582">(略)</td> <td data-bbox="584 539 1115 582">(略)</td> </tr> </table> <p>3. 作業場等の基準の解釈</p> <p>3-1～3-2 (略)</p> <p>3-3 完成検査場</p> <p>ア～オ (略)</p> <table border="1" data-bbox="264 751 1115 925"> <tr> <td data-bbox="264 751 584 882">点検するために不可欠な作業</td> <td data-bbox="584 751 1115 882">・「自動車の点検及び整備に関する手引」 (平成19年国土交通省告示第317号)に例示してある点検作業の範囲</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 882 584 925">(略)</td> <td data-bbox="584 882 1115 925">(略)</td> </tr> </table> <p>3-4～3-6 (略)</p>	点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」 (平成19年国土交通省告示第317号)に例示してある点検作業の範囲	(略)	(略)	点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」 (平成19年国土交通省告示第317号)に例示してある点検作業の範囲	(略)	(略)	<p>2. 要員関係の基準の解釈</p> <p>2-1～2-4 (略)</p> <p>2-5 検査工</p> <p>検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。</p> <table border="1" data-bbox="1205 408 2056 582"> <tr> <td data-bbox="1205 408 1525 539">点検するために不可欠な作業</td> <td data-bbox="1525 408 2056 539">・「自動車の点検及び整備に関する手引き」 (平成7年運輸省告示第342号)に例示してある点検作業の範囲</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 539 1525 582">(略)</td> <td data-bbox="1525 539 2056 582">(略)</td> </tr> </table> <p>3. 作業場等の基準の解釈</p> <p>3-1～3-2 (略)</p> <p>3-3 完成検査場</p> <p>ア～オ (略)</p> <table border="1" data-bbox="1205 751 2056 925"> <tr> <td data-bbox="1205 751 1525 882">点検するために不可欠な作業</td> <td data-bbox="1525 751 2056 882">・「自動車の点検及び整備に関する手引き」 (平成7年運輸省告示第342号)に例示してある点検作業の範囲</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 882 1525 925">(略)</td> <td data-bbox="1525 882 2056 925">(略)</td> </tr> </table> <p>3-4～3-6 (略)</p>	点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引 き 」 (平成7年運輸省告示第342号)に例示してある点検作業の範囲	(略)	(略)	点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引 き 」 (平成7年運輸省告示第342号)に例示してある点検作業の範囲	(略)	(略)
点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」 (平成19年国土交通省告示第317号)に例示してある点検作業の範囲																
(略)	(略)																
点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」 (平成19年国土交通省告示第317号)に例示してある点検作業の範囲																
(略)	(略)																
点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引 き 」 (平成7年運輸省告示第342号)に例示してある点検作業の範囲																
(略)	(略)																
点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引 き 」 (平成7年運輸省告示第342号)に例示してある点検作業の範囲																
(略)	(略)																